

## 富山県企業局（発注者支援業務）総合評価方式試行要領

### 1 趣旨

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、企業局が発注する発注者支援業務の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 総合評価方式の試行対象業務

総合評価方式の試行対象業務は、入札価格と企業がもつ技術的な要素（以下「技術提案」という。）とを一体として評価することが妥当と認められる発注者支援業務とする。

### 3 削除

### 4 学識経験者の意見聴取

総合評価方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準を定めようとするとき、及び同条第 5 項に規定する場合において落札者を決定しようとするときは、同条第 4 項又は第 5 項（これらの規定を同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

### 5 総合評価の方法

（1）総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

#### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

#### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は 30 点とする。

#### 3) 技術評価点の算出方法

入札参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記ア、イ、ウ、エの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

ア 予定技術者の経験及び能力

イ 実施方針

ウ 技術提案

エ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（アに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（エの評価

に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (イに係る評価点) + (ウに係る評価点)

- 4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 入札参加資格確認申請書等に基づく業務の審査

入札参加資格確認申請書等において採用した提案内容については、契約書に特約事項として添付することとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等に関する書類審査

書類審査では入札参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

また以下の事項について、入札参加資格確認申請書等のヒアリングを実施することができる。

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 実施方針について
- ・ 技術提案について

6 履行確実性に関するヒアリング

(1) ヒアリングの実施

- 1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。
- 2) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、入札参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための7項に規定する追加資料の提出を求めることとする。
- 3) 追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、翌日の午後5時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、提出すべき旨の連絡をうけた日の翌日から起算して3日後の午後5時までに行うものとする。
- 4) 追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面にて提出させるものとする。
- 5) 追加資料の再提出及び提出後の修正は認めないこととする。  
追加資料の作成に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。  
追加資料の返却はしないものとする。
- 6) 入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上の者についても、必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めるものとする。

(2) 技術提案等の履行確実性の審査及び評価方法

- 1) 技術提案等の履行確実性の審査は、入札参加資格確認申請書等(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与することとする。
- 2) 審査項目及び評価方法について
  - ① 業務内容に対応した費用が計上されているか

- ②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか
- ③品質管理体制が確保されているか
- ④再委託先への支払いは適正か

について審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価することとする。

3) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、履行確実性の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、履行確実性が確保されると認める場合にその程度に応じて技術提案等に係る評価点を加点することにより、履行確実性を付与するものとする。

#### 4) 入札の無効等

ヒアリングに応じない者及び追加資料の提出を行わない者は、当該者のした入札は、入札心得第6条により無効とするものとする。ただし、無効を理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

ヒアリングは、資料提出期限の日の翌日から起算して5日以内に実施するものとする。

#### 7 追加資料は、以下のとおりとする。

- ア 当該価格により入札した理由
- イ 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
- ウ 一般管理費等内訳書
- エ 当該契約の履行体制
- オ 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- カ 手持ち業務の人工
- キ 配置予定技術者名簿
- ク 直接人件費内訳書
- ケ 過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署
- コ 再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの。）
- サ 過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

#### 8 落札者の決定方法

##### (1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び入札参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、上記5に規定する総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が調査基準価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える委託契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- 3) 総合評価方式の試行対象業務に係る入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

#### 9 評価結果等の公表

入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点及び入札価格並びに評価値については、落札者の決定後、速やかに公表するものとする。

#### 10 苦情の処理

入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

#### 11 技術提案等の履行の担保

(1) 落札者の技術提案に記載された事項は、契約書、特記仕様書等に追加事項として記載するものとする。

#### 12 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、令和4年2月8日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。